



平成 21 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社サンヨーハウジング名古屋
代表社名 代表取締役社長 宮 崎 宗 市
(コード番号 8904 東証第一部・名証第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 伊 藤 仁 博
(電話番号 052-859-0034)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 11 月 25 日開催予定の第 20 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことにより、上場会社の株式は、「社債、株式等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号)に基づく株式振替制度(株券電子化制度)に一斉移行されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、株券喪失登録簿に関する文言の削除及び修正を行い、附則に所要の規定を設けるものであります。

現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条の定めにより、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。

現行定款第10条(株式取扱規程)及び定款第14条(決議の方法)につきましては、株主の権利行使に際しての手続きについて明確にするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年11月25日(予定)
定款変更の効力発生日	平成21年11月25日(予定)

以上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第2章 株式	
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第9条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 (以下、条数を繰り上げる)
(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。	(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
(新 設)	附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
(新 設)	第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。